業期

の営業活動等について、

企業と士族授産金貸付け

を

3

蚏

会社設立・工場建設

創

-設立)、

名古屋電燈会社

(同二〇年設立)

の 四

社

が

举

ら

れ(2)

これら四社のうち、

政 府 士族授産 政策と小野田セメン

序

在の 授産企業の けて設立された士族授産企業であった。 政策として最も強力に推進した士族授産金の貨付けをう た近代的 紡 製造企業であっ 小 心績会社 山山口 野 田 [県小 セ メントは、 企業としては、 なかで、 (明治一四年設立)、 |野田市に設立された我国最初の民間 た。 設立当初から工場制生産様式を採用 同時に、 明 治 小野田セメントを含めて、 四年 同社 岡山紡績 は このような士族 政府が士族授産 会社 五月、 同 乜 メ 六 広 現 ン

具体的に結実していっ

たの

か

あるいはしえな

か て

っ

た

の

にされているが、それ

が現実の産業資本にお

٧'n

如

何

٤

した殖産興業政策の一端を担っていたことは既 考察しうるのは小野田 中心とした政府士族授産政策との 方、政府士族授産政策が資本主義早 同社は代表的な士族授産企業であっ 米 セメントであり、 倉 関連を最 誠 たといえる。 期育成を目的 その意味に る純 郎 粋 45 明 な形 ŝ お

で

て、

業の中 的にどのような役割を果たしていたの 士族授産金貸付けを中心とした政府士族授産 の会社設立・工場建設・創業期の営業活動等に かを示す研究は少ない。そこで、(5) らかとすることを課題とした。 でも代表的な近代的企業であっ 本稿では、 か た小 を 野 政策 士族授産企 企業の 田 つい セ が メント 具体 側 て、

2

設立当

初から機械体系を備えた工場制生産様式を採用

のである。

した士族授産企業で資料上確認されるのは、

現在のところ

の

ル

- 1 よっ 小 野 治二四年、 1)、「セメント 現在の小野田セメント株式会社は、 て、小 7田セメント 小野田 野 セメント株式会社、 責任小野田セメント製造株式会社、有限小野田セメント製造株式会社、 、田セメントとは、これらの社名を総称したも 製造株式会社、そして昭和二六年(一九五 ・製造会社」として設立された。 と社名が改称されている。 明治一四 同二六年、 年 その後
- 3 この 屋電燈 償還が 工場建設スタッ 官営工場 团 田 けをうけた士族の団体が資本参加したものであった。 獄会社の場合は、 いては、 しうる これ |法人日本綿業俱楽部、 については、 セメントは政府士族授産政策との関連を最も純粋に考察 た諸点を考慮すると、 四社である。 政府によって決定され、 近代的士族授産 会社については、 が らの四社のうち、 『未定稿 本 払下げられたものであり、 絹川太一『本邦綿絲紡績史』、 フが建設したものであった。 既存の紡績会社に政府士族授産金の貸 名 [古屋電燈株式会社史』、 |企業であった。 以後本論で検討するように、 営業開始以前に政府士族授産 一九三八年、 広島紡績会社の第一工場は政 償還がなされている。 (広島 また第二工場も官営 名古屋電燈会社につ 岡 また、 を参考と 第三 山紡績 巻、 岡山 こう 住金の 小 名古 野 付 紡 府 社 숲

- 4 一〇五一一〇九頁。 吉川秀造『空版士族授産の研究』、 有斐閣、 九四四年、
- (5) 士族授産政策については、 県の士族授産」、宮本又次編『商品流通の史的研究』、 平凡社、二五七頁、石塚裕道『日本資本主義成立史研究』、 処分と士族授産」、歴史学研究会編『明治維新研究講座四』 個別具体的 ままとなっているなど、未だ解決されていない問題 る。 代企業確立史」の観点から既に数多くの論稿を発表 い。 吉川弘文館、一四九頁)。それをうけて、 試みたものである。 媒介とした「政府と企業」の観点から改めて同社 ヴァ書房、等があるが、史料紹介にとどまり、「企業 ものの経営史的研究」(同書、三八六頁) なお、 本稿は、それらの成果をふまえつつ、 小野田セメントについては、 な研究の要請がなされている その成 否 藤津清治氏が 1の評 安藤 (楫西光速 士族授産 に 価 至ってい 精一「福岡 が 対立 1の分析 政策を して が多く 3 した な 近 そ ネ

小 野田 セメント の設立と士族授 産

三四年 出身の士族であり、幕末には藩吏として藩の会計 に関する役職についていた。廃藩置県後は(1) 小 野田セメント設立の中心となり、 (一九〇一) まで社長をつとめた笠井 同 社 設 山 順 立 か 口県吏と 八 は 3 萩藩 財 明 政 治

助言によっ 揚でセメン 頃、 局は、 工場の存在を知り、 強く反対してきた笠井は、 を感じ、「民間ニテ何カ事業ヲ発起セント堅 と農商のための協同会社に分裂させられた。この分裂に 治的混乱を懸念する木戸孝允、 属等をめぐって、士族と農商の対立が深刻化すると、 とした。しかし翌七年、 県下の士族授産と農商における物産の振興を実現しよう さて、 ととしたのであった。(5) 参議兼工部卿井 た。 彼は 山口県吏を辞職した。 彼はセメント事業を発起することを決意し、 士族のための士族授産局 そこで彼は、 士族授産金とは、 工 ト製造について研究する機会を得た。 |部省深川工作分局すなわち官営深川セメント その資本調達を政府士族授産金に求める 上馨の助力によって、 勧業局の分裂を通じて面識 セメント事業に強い関心を抱くに至 勧業局 その後明治一二年(一八七九) 禄制処分によって困窮化した 山口県吏としての仕事に限界 井上馨らの指導下で、 (後に士族就産所と改称) の運営方針 官営セメント ・資本金の帰 ク決(4) を得 井上の その結 た当 工 同 政

> 9 たって、 士族 政府士族授産政策においては最も力が の団 政府が資金を寛大なる条件で貸付けたも 体・ 結社等が農工商各種の事業を発起 注 が れ する の 広汎 で ŀΞ

あ あ

置されると、

それ

までの手腕をかわれて局長に任ぜら

明治六年

(一八七三)、

山口県庁内に勧

業局

が れ、

設

(一八七九) 三月から同二三年 (一八九〇) 三月に にわたった施策であった。この貸付 って実施され、その総額は約五二五万円に達したという。(6) 笠井は井上の賛同を得ると、士族授産金を借入れるた けは、 明 治一二年 わた

めに士族三八名の同志を募り、『就産金拝

, 借(?) ()

を政府

訳は、 禄制廃止後、 料費を含む運転資本三〇、〇〇〇円であった。 に提出し、六一、六〇〇円の借入れを申請 機械設備建物土地代三一、六〇〇円と半年間 明治一一年(一八七八)から士族に交付さ した。 抵当には この の 原 内

八八、〇〇〇円を充てることとされた。

れた金禄公債中最も交付率が高かった七分利付金禄公債

○○円であった理由は、

当時公債の市価が値下りして、

抵当額が八八、〇

主を士族から募集して調達されることとされた。士族授 設立される会社の株券一株を発行し、一、七六〇株の た、この公債は、七分利付金禄公債額面五〇円に対 たためである (八八、〇〇〇×〇・七=六一、六〇〇)。 ま 七分利付金禄公債の市価が額面の七割程度に当たってい して

目 生 しより 府 0 年利四 はこの申請に対して、 借入条件 % の は 五年賦 最 初の五 による償還を申請した。 年間 明治一三年(一八八〇) を元金無利 据置、 六 八 年

内(規¹⁾ 内 は 次に、 ح 月 とならなか 無抵当の貸付けも数多く許可されていたことより、 た 付金を含めて七万円となり、 申請通りとして貸付けを許可した。減額された理由 て検討を行なっておこう。 ・七分利付金禄公債による抵当は審査の段階で全く問 の年に山口県で貸付けられた授産金の総額が、 íc め たことが 申 返 六年目 政府は原則 実際上の 政府が貸付方法の内規として定めた 抵当・ ()納年限 ・請額を二五、○○○円に減額し、その他の条件 の製造事業部門の貸付条件、 各府県の :明ら により っ 政 たと考えられる。 借入条件が申請通り許可されたことについ 五. 年利 府 一カ年以 的に抵当を差出させることとしてい バ か 貸付条件はこの内規より一 ランスを考慮したためと考えられ 15 . 25 1四%の一五年賦償還という借 されており、 内 まず、 に比較すると緩やかとい 全国第四位にあたって 次に、 授産金貸付けにあた 特 「据置 に同社 五ヵ年元金無利 『勧業資金貸渡 年 に限られ 限三カ年 層寛大であ この 1入条件 ええる たが る。 は た措 ひっ 同 た 貸 は 以 据 題 社 っ

П

置 で は な かっ

Ŋ, 的な株式会社として、明治一四年(3)の一部として士族授産金を借入れ、 県下の士族から募集した。募集額が五七、一五〇円で ため、 〇、〇〇五)。 こうして、 さて、 - 県から設立許可をうけたのであった。 た理由は前述の理由による(五七、一五〇×〇・七 七分利付金禄公債五七、一五〇円(一、一四三株) 笠井らは当面必要な資金を四〇、〇〇〇円 政府士族授産金が二五、〇〇〇円に減 小野田セメントは会社設立資金 公債出資による変則 額 五月 と見 z れ Ī を 稙 た Ш 70 あ

っ

- 1 会社設立発起前史」、『ビジ ているほ 郡 笠井順八の履歴については、「贈位ニ 長取調書 か 詳 しい研究として、 知事官房」、 ネ 山口県文書館所蔵 ス レ 藤津清治 ビュー』第一 関 ス セ ΙZ ル 四卷第三 × 記 取 ン 眓 調 ŀ ž
- 2 所蔵。 取調書」、『井 「勧業局ノ設廃・協同会社 上醫関係文書』、 国 立国 成 立 会図書 地租 引当 館 憲 政 米 資 1 顚 室 末

あるので参照され

たい。

3 新 史研究』、 勧業局分裂につ 御茶の水書房、 未来社、 いては、 一九七八年、 九六八年などを参照 丹羽 邦男 小林茂 可明 『長州 治 新 の 明 ± 地 維 変 6

吉川

秀造『強励士族授産の研究』、

有斐閣、

一九四

四

一六五頁以下参

7

『笠井順八氏直話筆記』 - 株式会社本社所蔵 (以下 一直 話 筆記」)、 小 野 田 セ

8

- 理石の採掘事業の調査を行なっていた。 ラ大理石ノ金策ヲ転ジ 大キニ見込アル 田 研究ヲ始メマ カ × ァ 九州 ナリー モ 「ハ石炭 ы 、ントノ方デハ深川 二其旨ヲ井上サンニ復命シタラ井上サンモソー (セメント事業について= モソレデハ大理 ・経過を『直話筆記』は、 力を得てセメント事業を発起するに至るのだ 当時笠井は井上の鷹 大井ニ贊成 1 |カラ供 ŀ 八八手許 云フコトニナリマシタカラ工作分局ニ這入リ と述べている。 公給ヲ仰 シ タガ、 コト セラレ、 ニアリ、 グト ヲ宇都宮大技長 工作分局へ参り能 石ノ方デハ テ 分局デハ原料ノ石灰石ハ四国、 セメントノ方デ拝借金ヲ願フコ 従テ万事懇切ニ教示サレ 原料石灰石 ・云フ不 め つによっ :米倉) 「東京へ出テ井上サンニ 便ガ 職工ヲ美術学校へ入レ、 て、 色々咄シタ処ガ、 へ咄シタラ、 £ 7 皇居 対 ij ク研究シテ見 その後、 岸ニアレ マスガ、 造営に - 云フ訳 字都 彼 7 此 備 ハタラヨ シ えて 将来 遭 g_o 宫 小 色 石 ナ サ 野 炭 ~ セ Ĺ ō Ë 大 フ
 - %を占めてい 弱明 利 付 治 二五八頁によると、発行され 金禄公債のうち七分利付公債は全発行額の約八 前期財政経済資料集成』 第八巻 た五 分、 六分、七分、
 - 9 九七二年、一三九頁。 石塚裕道 『日本資本主義成立史研究』、 吉 Л 弘 文
 - 10 の無抵当による貸付例が記 吉川前 掲書の附録() 「士族授産金貸付 Ž れ て る。 表」、

E

は 多

同書一八七—一八九頁所

 $\widehat{\mathbf{u}}$

- 12 賦 円の貸付条件も、 の覇城会社 層 **償還であった** 寛大であったことが記されてい 同書一八九頁には、 (帆船製造、 (同鸖五六一頁)。 五ヵ年元金無利据置、 物品海上輸送業)への授産金三万 政府の貸付条件 る。 また、 年 がこ 利四%の一五 同年山口県下 の 内 規より一
- 13 変則 公債 知 生じる年七%の利子は株主の その公債を抵当として借入金を行なう権限を会社に委任す るといっ な出 主 . の 性についての詳しい研究は、 っ の最 産 同社の公債出資は、 と株式会社」、 不 業 .資形態が採用され も一 穴における株 た変則的 利 K なら 般 的 ないことが配慮され な投資先であった国立銀行に比較し な出資形態であっ 山城章先生退官記念論文集編集委員会 主募集を容易にするためと、 た理 公債の所有権を株主に 生由は、 所得となった。 藤津清治 セメント製造という未 た。 たためであ 従って、 -セ こうした変則 残したまま 公債

編 『経営 日と管 理气 ф -央経済社、 が あるの で参照 べされ

たい。

郎

I. 場建設と技術 指

あっ 策の一 と政府の技術指導について考察することとする。 0) 族授産金を借入れたことのみにとどまらず、 育成における、 のは士 小 た。 端 田 ここでは、そうした観点か 族授産· を担った士族授産政策が セメント 金である。 政府と企業との と政府士族授産政策の関連の中心 しか Ļ 関連を包括するも 目的とした近代的 それ 同社の工 は単に同 殖産興 一場建設 社 産業 の 業 Ē が <u>ئ</u> 政 士 あ

て同社工場 れた大工に官営工 えで同社工場の建設費概算を算出した。さらに、官営工 彼らは官営工場の興業費概算表を作成し、その比 もにセ ト工場において、同じく萩藩出身の士族荒川佐兵衛とと ○カ月の技術指導を行なうとともに、 述したように、笠井は井上の配慮により官営セメン 荒川の引率による五名の技術伝習生を受入れ、 メント製造に関する研究を行なっていた。その間 ば 明治 場の図 二六年 「面取りを許可している。こうし(ヨ) 二八八三 春にほぼ完成した。 同社から派遣さ 2較のう 約

この頃

同

社

はは当

『時の工部卿佐々木髙行の視察をうける

考

乜

メ

なっている。 宇都宮は同社 機会を得た。 大技長を官費によって視察派遣することを約束した。 工部 Ì 一場に一 卿 は工場視察後、 週間滞在し、 詳細な技術指導を行 官営工 場の字都

的側面 深川セメント 成という点で認識されなければならない。 りして、より完成度を髙めた一定規模の工場を模範(≦) 間事業創始者が負うべき試行錯誤を政府官営工場 郎に払下げられて浅野 とともに、 として民間に普及するという実態は、 こうした同社の工場建設に対する、 の派遣など多くの資料提供、 業費)の概算、 て建設された。 えると、 製造業のように移植された産業部門において、 このように、 ントととも 0 実態には注目する必要がある。 我国 後発的資本主義国家にお 工場 官営工 セメン 12 同 技術伝習生の受入れ、 戦 社 は明治一 前 の <u>۱</u> の セメント 場は同社のために、 工場はまさに官営工場を模 業における官営工場の果たした 乜 七年 メント 技術指導を行なってい 株式会社となり、 (一八八四)に浅野 業界を二分したことを 官営工場の ける近代的 そして最高技 官業払下げの とくに、 とくに、 設備資産 [産業の 模範工 本 セ が 範 官営 実 Ï 屑 る。 メ (興

ŀ

	名	称	発	注	先	升	価
動力機	公称 20 馬力 蒸気機関給 公称 8 馬力	水用ポンプ	陸軍大 工部省	"		4,75 (1,80	50円 90円 ⁽³⁾)
作業機	フレットミ 運 転 柄	杓 篩	陸軍大工部省	" "		不 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	詳 考 ⁽³⁾

出典: 「第一回営業報告書」, 井田幸治編『小野田セメント製造株式会社創業 50 年史』。

備考: (1) 8 馬力蒸気機関はモルタル練機と組合され, セメント製造用ではなく, 工場建設のみに使用された。

(2) 原典では、工部省神戸工作局となっている。

二月末」(以下

「第何

回

営業報告書

小

野

田

セ

メ

ン

ŀ

株

(3) この 1.800 円はモルタル練機を含む値段である。

てもうひとつ えよう。 に示されるように、 ある。 省 赤羽 注 目 笠井 工 す 作分 べ 3 き 兵工廠 推 砲 は 局 班察され、 (7) 兵工 当時多数 海 一廠等 に主要機器を発注したのであった。(6) 軍 築地兵器製造所、 低 0 で見積 民 位にとどまってい 間 用蒸気機 りを行 な 械、 工 い 部 た民間 最 省 旋盤等 兵庫 P 安価 を製 の 造 船局、 機 で 造してい 大阪砲兵工 楲 あ | 器具工 0 た大阪 陸 軍

技術

役 同 割

は 社

非 の

たとい

陸軍 は

大阪砲兵 れらの機

> 発 注 器 ප්

n が

いたことで

人械類 厰

の発注

10

あ て

ったり、

工

部

切

b

らく

先達となっ

たと指摘

され

てきて

5

の

指

生

一産手段

生

産

を代位補充して、

日

本

資

本

主

一義発展 お

O

道 場 た

ع

0

大阪

摘

が

Ħ Z

社

に

お

いっ

て

は

確

認

ප්

れ

た

ゎ

け

で

あ

点

は て 的

同

社 Ì.

湯の 工

主要機 15

第1

麦

工. 常

婸 15

建設 け大き

12 かゝ

お っ

ኒ ን

1 荒川 佐兵衛 は 笠 井 غ ع ē K 同 社 の 発 起 入と な ŋ 会 社

立後は技長となった

が、

その

経歴等については

不明

で

乜

- 3 2 「セメント 「深川 製造與業費概算」、 J. 莋 製 :分局 (造会社 乜 Х 第 ン 小 ۲ п 野 製 営 田 造 業 セ 報 × 業 告 ント 費 當 概 株 箅 明 式 治 슾 Ш 社 \Box 所 五 県 蒧 年 下
- 式会社所蔵。 前揭 『直話筆記 に

ガ

11

米

倉

出

来

4

故、

N ラ

ラ、 g

氏 馬 折

U

事

4

関ニ 介 於 シ 崩 テ エ テ幸 マ木 治十六年春 揚 工部卿 Ŀ 随 1 御 行 ガ 覧 御 佐 至 苚 ヲ 藤 IJ 伺 書 ヲ 略 官記官 以 ۲ ホ 出 テ 九州 (工場 タ 同 所 県 地

直

工場

迎

テ

覧ニ

供

シ

タ

ガ、

J. 見 人 方

部 テ デ

卿 ャ 7 参

申 1 カ レ

サ ŀ

レ 云

ル フ 同

:

困難 が、 仰 胆 イラヌ宇都宮ハ官 ナ 、宇都宮サンガ来ラレタ…… 週間モ事務所へ泊込ミ、 ラヌ場合デアルト答へタラ、 デハナイカ、 是ダケノ ガアリマシタガ、 大技長トモアル人ヲ呼ブニハ莫大ノ費用ガ入ル、 ツツア ん仕構 ・ル場合ナレバ、少シノ金デモ ラス 先ヅ宇都宮デモ呼ン ヨリ出張ヲ命ズルト 自分 ルニ技師 グハソ 昼夜ノ区別ナク教示ヲ賜リ、・・ レ Æ (中略) 置 佐々木工 ハ誠 カ Ξ デ見セ ヌ ……宇都宮大技長ハ 云フコトデ、 ∄ ŀ 一部卿 1 云フ 工場へ掛 タラド = ۲ 余 デアリ イヤ全ク ij 間モナ ケネバ カ = 今此 7 ŀ æ ス 大

3 頁。 下された資本額(與業費・ Ł た技術官僚たちによって、 |万円以上にのぼっている この 深川官営工場は、 工部省管轄となっ 内務省管轄、 間 浅野セメント株式会社 の 政府の援助について述べてい 工部省管轄の下で、 明治五年頃大蔵省管轄で設立されて た明治七年から同 営業費・国庫補塡金等) 実験、 (和田寿次郎編 拡張等の試行錯誤をくり 一九四〇年 宇都宮を中心とし 『浅野セメント 一二年までに投 一一九一 は約一

8 6 本産業機構研究』、 講 Ш 小 第 座 浦 山 日 康 弘 回 1本史 次 健 「営業報告書」 日日 「殖産興業」、 <u>5</u> 伊藤書店、 本軍事工業発達史」、 東大出版会、一九七一年、二〇六頁。 および 歴史学研究会・日本史研 一九四三年、 『直話筆 小 山 記 七一 弘 健 頁 等 著 究会

で

Ξ 創 業期における士族授産金 並の役

出願 ける士族授産金の役割」として考察することとする。 これらの願書が提出されるに至った要因を分析し、この 延期を求める『御貸金延期願』を出願した。ここでは、 (一八八五)八月から開始される士族授産金の の入換えを求める『御貸金抵当入換願』と、 して差出していた金禄公債と同社 社は政府に対して、 活動を開始し、その創業期に入った。 明 治 が 政府から許可された意義を、 二六年 (一八八三) 士族授産金二五、〇〇〇円の 九月、 小野 の工場機械設備 同社の「創業期に 翌一七年四 曲 セメン 明治 償 トは営業 還 抵 二 八 土 月、 当と 期 地 年 同 限 お

っていたことによる。 提出された理由は、 面三三、〇二五円と、 士族授産金借入れの抵当として差出していた金禄公債 (評価額三五、一八四円余) らある。 『御貸金抵当入換願』(以下『入換願』) こ の 『入換願』 この段階 同社の完成した工場機械 前述したように、 が営業開 との抵当入換を出願したも で同 社の資 始の約半年後 金繰 同 とは、 社 りが は設立時に 設 以に早 同 備 行 くも 土 社 地 の が

第2表	セメ	ン	ト製	造高	٠	出荷高表
					_	

第23	長 セメン	ト製造高	• 出荷高	表		を 募	資金
年 度	製造店	繰 越 在庫髙	計	出荷高	出荷率 (%)	集	を四
明治 16年(9—12月)	107		107	29	(27.1)	た	Q
// 17年	586	78	646	92	(13.9)	ので	$\dot{\circ}$
// 18年	806	572	1,378	454	(33.0)	であ	Ö
// 19年	680	924	1,604	405	(25.2)	っ	H
/ 20年	1,361	1,199	2,560	1,925	(75.2)	た。	ځ
″ 21年	1,883	635	2,518	2,263	(89.9)	لح	見
″ 22 年	2,886	255	3,141	3,481	(66.0)	ところ	積り
出典: 『セメント製造売却 備考: (1) 単位はトン。 (2) 繰越在庫高=台 と考えられる。						が、 明	、公債出
をあるぐめの段階である公債	社はこの	た四万円を超 余となり、既 所	こ計 倉	巻に要 しと会	一般(設備、同社の	治一七年一月段階	·資五七、一五〇円

資をあおぐ計 族から公債出 増資というか 過の段階 たちで再 び士 で、

過していた。 と会社

らず、頗る不安の感覚を与へ一般人情選に懲りて冷を 吹き当初共進の気力頓に挫折募集の渋滞を来せり。」 産廃滅し、之が為め士族の損害を蒙るもの其の数を知 を以て設立せる共興社、自治社其他数多の会社 之を募集せんとするに当り適々本県下士族就産 「……(増資を=米倉) 追て募集の筈なるを以 て方 |の目 続

倒

貸付額が二五、〇〇〇円に減額されたため、 士族授産金六一、六○○円の借入れを申請した。

当面

必要な

るように、この増資は困難なものとなっていた。

しかし、『入換願』で以下のように述べ

て

しか

Ļ

画であった。

出せる状態ではなかった。よって、同社は借入金による(キ) 第2表に示されるように、 謂松方デフレ政策を推進した時期であった。 族授産事業が倒産し、 紙幣整理・銀本位制の確立を急務とした超均衡財政、 後、 一%、一七年は一三・九%と非常に低く、とても配当を 金融逼迫、 西南戦争以後の不換紙幣増発・インフレ激化に対して、 この時期は、 大隈重信に 金利高騰、 か 明治一四年(一八八一)一〇月の政変以 わって大蔵卿に就任した松方正義が、 増資が困難となっていた。しかも、 市場の狭小等によって、多くの士 明治一六年の出荷率は二七・ このため、

借入先	借入額	年 利	支払利息	抵当
政府士族授産金	25,000	無利据置中	0	金禄公債 33,025
士族就産所	24,500	$\begin{cases} 20,000 = 10\% \\ 4,500 = 8\% \end{cases}$	2,360	
山口県勧業課	6,800	10%	680	金禄公债 44,535
矢 野 清 介	3,700	10%	370	J
F.	60,000		3,410	81,560 (株主以外から 23,510)
借入金抵当として 借入れた金禄公債	23,510	実価の 2%	329	
年支	払利息合計	3,739		

第3表 明治17年1月の借入金,支払利息

出典: 『自明治15年 借入金一件』, 小野田セメント株式会社本社所蔵。

備考: (1) 単位は円。

(2) 年利は全て単利とした。

(3) 株主以外から借入れた金禄公債の種類が不明のため実価は全て額面の7割として計算した。

して 業 て、 10 社 る。 資 委 性 府 銀 必 放されるととも I. 0 場 嫑 |禄公債二三、五一〇円を借入れてい 苯 井ら 対 は ね 格 を含む近代産 判 の 行 入金をしてい して、 等 を考慮 が 使える公債を手 同 借入金と、 +: 調 る 抵当と入換 件 断 あ の段階 年 達 社. E ゕ 方 を抵当として委ねる が る あ 差押 it を あ が、 あ 3 0 抵当を 月 ゼ した場 は た っ 2 ざる 償 たと考 重 で の 0 民 たと考えら え 借入 るうえ、 同 還期 業の E えたことに 間 で に 0 合、 発展 あ λ 利 同 社 を 0) 元 換 金 之 えら 社 育 同 払 借 限 私 る 元に置 借 えることに の な でする 銀 社 ĺ٦ は 入 あ 成 ń 行 をする状態となっ 抵当とするために 政 金 る の ħ か 同 の 15 き、 府 等 の っ İ る。 は、 経 る。 可 い 等 ょ 榯 借 能 ŋ 端 済 以 の た は っ に 0 様 は を担 入 外 0 年 民 す 笠井を中 7 上 ے 性 資本 重 ょ 金 子 で 利 間 な 同 0 の が か 莉 ځ かち、 信 っ をまとめたも あ の抵当とするため 少 等 政 っ 社 12 た。 ら三五、〇〇〇 る。 ٤ ない て 府 た士族授産 調 が 用 払 の お は 違 ٤ け 心とした経 達 工 を しっ ے 場等 てい 借入 第 3 п の 自 ح 約 の る セ を の 貸借 長期貸 貸 せ 復5状 由 メ が い ずに、 た う判 た。 れ 表 を抵 借 態 K 直 ン L た公債 抵 め は 関 T 0) 接 関 政 ŀ かゝ 従 営 当 B 円 0 付 断 係 係 策 製 お に 同 眀 ع 抵 造 政 15 < 解 あ の 1+ が

額は

一五百

五拾円」

ŀΞ

のぼると述べてい

る。

ま

た

不

理によって、

貨幣価値が上り、

際市

ては 換紙 カ年四

高となっ 整

た。

そのた

め

輸

入セ

メ

ン 玉

下

を余儀なくされている。(w)

更に、

デフレ下の市場狭小

市 円 幣

場競

(争上同社の製品も当初予算

から

ற ኑ

値 価

常に寛大であったとされ 考察を更に深めなけ 決して根拠のない推測とはいえま れば断 る政 定は 府 士族授産 できない 医政策 が、 の 般的 性 格 を考 IC

を行なう勧業銀行等

7が存在

しな

カゝ

っ

た当

時

の

金融事

情

非 の

び

\$ は 不振となったことによる。 創業期が松方デフレ Х 明治二八年 賦による士族授産金 までの五年間 逼 三年 ントという新製品の需要開 次に、 の 迫 であった。この (一八八〇) 『御貸金延期願』 利子は高騰した。『 (一八九五) 八月からとすることを出願 据置 カン 八月から同 期と重なり、 の償 れ 『延期願』 選期限 同年八月から年利 (以可 デフレ政策によって当然金融 拓の困難性 『入換願』では、 が を 『延期 一八年 同 提出され 社 更に一〇年延期 の 願し (一八八五) 営業が ic 加 た理 应 ٤ 「 % の え は、 利子 ਣੇ 由 同 は ゎ 支払 め 明 社 した Ŧ. 七 Ĺ Ē 0) セ Ē 年 月 治

> 段階では、 延期を申請した よって、 二、六六七円) は ○○○円の年利四%一 悩 んでい 同 社 同社 の 需 翌 た 要開 は 前 はとても見込みのたつも 八年八月から 『延期願』を提出したのであ 『入換願』とともに、 掲第2表)。 拓 を 五年賦償還 層 困 は 難なもの 従って、 じ まる士族授 並 償還期限の一 明治 利 とし、 の では として っ t 出 な 産 荷 年 应 率 った。 月 は Ŧi. 約 0 伸

円余と約三五%を占めており、一七余と約四二%、一九年六月末では、 八年六月末の同社総支出額中、 しい は六四、四五九円余と増加しつづけており、(②) 明治一八年六月末で五八、 かとなろう。 この出願が政府から許可され 年延期の申 入換願』 上なっ この二通の出 資金繰りが続いたことを示している。 た同 はそのまま許 請 社のその後の営業状態を考慮すると一 まず、 を三年に短縮 願に対 同社の政府以外、 して、 न् 五五八円余、 して許可 『延期 政府 た意義は、 支払利子は七、三二 顪 は 支払利子五、 した。 明 からの借 に 一九年六 治 つい 松方デフ また、 この段 その 七 7 年 入金は、 後 月 眀 層 七 階 レ 六 末 も 顭 治 期 で 月 Щ 苦 0 で 6

重

一七年四月の段階で二

n

、よう。

社 の 願 . の 資 書 金繰り が 許 可さ にとって大きな圧迫となったことが れ な カュ っ た場合、 士族授産 金 の 償 推 還 察 が ප් 同

触 政 対する特別 策 ところで、 れ て における一 おこう。 のも 政府のこうした措置 般 0 的 であっ 傾向であったのかという点について たの か が、 それとも 小野 政 田 府士族授産 セ メ ン ١ K

確認されている。 割12期 断 とは、 当として工場等を差出しておく方が有利であるとい n されているため、 比較ができないうえ、 元 ば ない。 |金棄損等のきわめて寛大な態度でのぞんでい か が 12 が ŋ ついては、 当入換については、 延期願を換出 あったことは充分推察しうる。 か 同 社 しかし、 その営業状態等によっては利子免除ある ic 対 つする 士族授産金を借入れた事業のうち八 į とくに寛大な措置であったとは考えら 前述したように、 すなわち、 特別 また政府もこのすべてを許可 完成した工場による担保保 の措置 資料的制 たのである。 同 .社の出 ではなく、 約(1) 次に、 笠井らに、 巓 他の授産事業と が 許 償還期限 政 可され 府 政府 たことが 士 族授産 全 · う 判 たこ した の抵 い の が は 九 延 な 0

1 井田編 『五〇年史』、六四 六五頁所

- 2 同書、 六六-六七頁所収。
- 3 掲載の数字によっ P自明治 同一 三四六年年 た。 雑録』、 小野田 セ メン ŀ 株式 会 社 所 蔵
- 4 分の配当一%をさかのぼって支払っている。 配賦金として一七年度 配当は支払われていない。 事実、 明治一四年五月の設立 (明治一六年七月-但し、一八年六月末には一七年 か ら同一八年 同 六月末まで 七 年六月)
- 3 文にあるように、 社の信用上に差響困苦限りなく……」、と『入 換願』 に付ても、 「(借入金の抵当とするための 数百円の謝金を要するのみならず、 信用上の問題もあっ =米倉) たの 此 であ 公債 る。 セ × 証 ント 酱借 の 会
- 6 体もその 寛大さについては共通の認識が示さ 三笠杏房、一九四〇年、 吉 崩 例証となる筈である。 . 前 掲書に おいても、 12 おいても、 我妻東策 れて 政 『明治社会政策史』、 い 府 る。 士族授産政策 また本稿
- 8 7 間 (一割三分=米倉)と見積りて一ヵ年= という数字は、笠井らが過大に申請したものと思われ 七三九円となり、『延期願』 紙 の 「第二回営業報告書 前掲第3表の試算では、 (幣六円五十銭トナルヲ五十銭ノ低価ニテ六円ニハ売 事情について、 円三十銭位ニ下 「(会社設立時点で=米倉) 落 ス ル 明治一八年六 æ 本文中の、「利子平均一分三厘 同社 ノト予想シ、 の年 蕳 月 四千五百五十円」 利子支払 末」で 外国輸入品 は ۴, 額 ル は ح 八紙 Ξ 却 樽 の

0

般的

傾向であっ

と重 寛大な対 前 12 10 ij (9) 「第二回営業報告書 |なった苦しい創 述してきたように、 二三九—二四五頁 事 研究』、ミネルヴァ書房、 および我妻 述べてい 本社ノ製品目今四円五十銭ニ売却スルニ 相成 例は記されていない。 一「福岡県の士族授産」、 四 現在筆者が検討しうる資料(吉川前 同 吉川前掲書 同右の損益勘定 |営業報 ノ予算ナリト 族授産金償還期限の再延期と割引償還 告書 『士族授産史』、三笠書房、 一九九一二〇七頁。 業期 明治一九年六月末」の総括勘定 一九九頁。 シ チ、 (損益計算費)。 小野田 を財務 豊図金紙ノ 明治一八年六月末」、 宮本又次編 面では セ 我要 メント / 差ヲ生 『明治社 政府士族授産 『商品流 掲書、 は松方デフレ 至レル……」、 九 セザルニ 四 Ξ

> ント需要の増 し兌換制 て、 明治一九年(一八八六)一月、 が開始されると、景気の回 加傾向があらわれた。これに対して、 宣復がは 紙幣整理 かられ、 が 同社 完了 セ

向けて国会議事堂・諸官庁の集中的建設を実現するため

同社設立以来密接

至

ع

および (貸借対 「第

B

積極的な需要開拓を開始した。なかでも、

国会開設に

我妻前揭 通の 年 史的 安藤 書

九六七年等)には、こうした と は② 井上を頼って上京し、その需要獲得活動を開始している。(3) この結果笠井は、東京臨時建築局需要の他にも、 な関係をもつ井上馨が外務大臣兼任のうえで就任したこ に設置された東京臨時建築局総裁に、

同社にとって朗報であった。このため、笠井自ら

東海

道

会政策 史

い<u>④</u>に 井 後に設置) 第二工場の建設は、 獲得に万全の体制を期すことを決意したのだった。この 幹線鉄道、 れも井上が ことを知り、 上馨の援助によって実現したといっても過言では 第二工場の建設 呉・佐世保海軍鎮守府等の大需要が存在する から借入れていたことをはじめとして、まさ 総裁を兼任していた士族就産所(勧業局 同社に第二工場を建設し、これらの大需 その建設資金七五、〇〇〇円を、 は翌二〇年に着工され、二二年三月 分裂

存続をなんとか維持していた。 , 鉄道局 応によって切抜けていった。 を中心とした官需を独自に開拓して、 方、 需要開 会社 拓で 12 落成してい

金

期 の

0 は

神

F

ところで、 同社は明治二一年 (一八八八) 八月に、 同

る。

No No. 1000000000000000000000000000000000000								
		明治18年7月 19年6月	同19年7月 1/20年6月	同20年下半期	同21年上半期	同21年下半期		
利	益 益	≥ △4,096.117	4,892.748	4,370.150	11,370.540	14,063.814		
配	(配当率)		(3.5%) 2,000.250	(3.5%) 2,000.250	(3.5%) 2,000.250	(3.5%) 2,000.250		
臨	(配当率 時 配 当		(1%) 571.500		(1%) 571.500			
繰	越損金償去	p	2,320.998	2,360.900	7,186.831			
第1	1 創業入費償却	p			1,766.959	1,200.000		
発起	2人并役員賞4	j.	İ			2,172.000		
積	立	ž				8,691.564		

第4表 利益処分表

出典:「第3回一第7回営業報告費」。

備考: (1) 単位は円。

(2) 年度については明治20年下半期より半期制をとっているためそのまま記入した。

荷率 状態に 三 た神戸 臨 は れ 関 七 年 主総会で、 万 立以来はじめて利 n 公債出資 る。 たとい たの ける具 円 年 の の 時 つ 七 一場を 第 4 とも 建 明 延期 月 た ように 台 , 鉄道局 築局、 め 治 て考察をすすめ は か 0 ついてみると、 ここではまず、 表に 利 体 3 で砂 建設 えよう。 に急上昇して 明 す 当 九年以 的 á 位還開 益 治二〇年 同 同 佐世 許 畤 金 示 等 社 んめて現金出資とすることを決議してい することを決議 社 資料は残さ は利 資 され の を計上するに の 可 來同 全 保 営業成績 益金を計上し、 需 を L 益 金をはる るように、 要を獲得したためであった。(6) 海 からニー 政 Ť か 軍 社 前 この 定 一処分に よう。 府 鎮守 ゕ゙゚ ることが 'n の 掲第2表 カュ 需 再延期 同 7 らうけ ± は かに 創業期 要開 年に 族授産 至 府 明治二〇、 お 社 い するととも いない。 が、 が、5 明 いく は っ 翌 より同 て 上回 眀 7 治二〇年六月末 東海道線開通を担 理 の か Ź 拓をすすめてきた東 出願 け 解 金 い い 治 に比較して好転 出資公債の中 ප් Ć る借入金をし ること の 年上半 九年一〇月 償還期 に れ 社 が の なされ ح る。 . の ことと推 の それ 出 年 が 出 の 尚高、 期 頃 再 箙 ح 願 ゎ まで ح た要因 を更に カュ に 10 の の が 延 営 た。 は 当 て は 理 な の し る の 第 株 業 設 京 出 の て た 由

以

この

社

利

益

は

に

ょ

年の る状態 で手 %の配当半期分と臨時配当およびそれまでの(8) どまっ 七 前 利 掲第 償却できずに を % の積立金とすることを社則として決定した。 朋 配当と臨時 益 Ġ ている。 挙に償却 12 金を計上 0 ぱ **償却することとなってい** はなかっ 表にみるように、二〇年六月末段階では、 する しっ この償却 配当金を確保したうえで、 たの とても借入金返済 た。 第 12 つであっ 至 につ 創 (業入費の償却(タ) て 年上半期 た。 いて い る た(0) は、 が、 になると、 0 同 ے 積立金 社設立 を開)の利 営業不振 それまで 損 始 益 を計 から 分する ところが 金の償却 処分も、 一万円台 の Ŀ 一でき た $\mathcal{F}_{\mathbf{L}}$ E の 华 損 め カ 논 七

入費 るが、 ら開 崩 ŀ١ な 始される第二工場建設資金の返済積立金は の 償却に 株主 始される士 ^ 追わ う状態で の配当確保 時 期同 れ 一族授産金の償還 あっ 明 は ٤ 治二二年 た。 それまでの 金を計上するに至って その (単利として (一八八九) ため、 損金、 同二 全く進 第一 车 年八月 約二、 月 創 ħ か 業 い

二六

-

円

は

できることなら延期したい

状況だっ

た

日 再延期を出願 あ 付でこの る。 そこで、 出 願 たの 笠井 を許 可 7 は政 あろう。 政府に対 た して、 政府は、 七 年間 年 の 償還期 八

あ

た七

分利

付公債

の利

子に相当する年七%の

配当

を の

確 た

その残額

は全て第二工

場建設

|金返済

限 で

業入費 な」くともすんだ政府士族授産政策の寛大さを考(i) 場合においても、殆んど全く規定の償還期までに りの して、 ○年間 笠井ら経営者の判断が たのであっ 発起人並役員賞与二、一七二円さえも支払うことが を出願できた背景には、 に較べて、 営業状 がこうした状況にありながら、 状態に較べ、 の か りの 段階 ŋ 今回はそのまま七 の 延期申 同 か 部償却と積立金をはじめて計上できたうえ、 きわめて寛大な措置 での 社 態につい 設備: は二 請 政 **今**回 殆んど全く規定の償還期までに返済 を三 拡 府 て 年下半期には、 張さえ推進している段階で の あっ み 年 許 は少なくとも営業利 「たとひ償還能 に短縮 年 可 れ 延期 は たといえる。 ば 前 が で 前 して許可 あっ 許 回 回 配当 一可され 政府に対して再 の の 創 た。 カ の この政府 業 延 L を 初 てい て 他 益 前 期 持って をあ 期 Ų۶ 願 る。 ぁ た で の手さぐ は 第 慮 げ の の の で 許 延 た。 IC て 許 創 対

同

社

る

ば

実施されるためであった。この貸付金整理ることと、政府の歳入出・会計予算を拘束

この貸付金整理には士族授産

する会計

法

753

翌年末には

政治形態を根 金整理の

本

的に改変する国会が

決開設さ

'n

O

政 さて、

府

貸付

方針を閣議決定した。

その

由 ñ

は

た。 時

明治二二年(一八八九)三月、

政府は

そ 理

ま

で

数九〇 従っ 件 貸付金 還期限 貸付金二五、〇〇〇円のうち僅 月にこの申請を許可し、 を理由に、 全額棄捐等 捐する年賦 突然のことであった。 内則』(以下『処分内則』)(3) 金の整理も含まれ、 たちで貸付金を整理しておくことを目的としたも 三付 て そのため、)カ年に 顧6 の の 小野田 回 再延期許可をうけ を政府に提出 年 のきわめて寛大な処分方法 収を目的 割利 ょ 賦 る セ 利 引(3 法、 返納法 割 メ 時 利引法 ント とするよりも、 同年七年には 返納を申 しかし、 に も同年九月に、 九〇ヵ年 Ļ あ るい おい た同 0 が制定された。 中 第二工場建設費の 一か二、七七七円二五銭を この ては、 請 社 で最も緩 は事業の景況 にとって、 L 『士族勧業資本 割利 形式的 た。 『処分内則』 元 が定められ 『拝借 引法 政 ő 金の大部分 府 カン K 前年八月に償 この整 な返 によっ 何 12 は 金返 こよっ 予算超 6 百 てい 自 納 金 年 Ó カゝ て、 納 て 処分 を で の 体 理 賦 た 棄 は 過 は あ か は

> 張期に入った同社にとって政府の寛大な措 返済だけに集中することができたといえ、 納によって、 納することで全額皆 無利息のまま借入れ、 "上納させることで貸付金の全額皆済を認めたの 従っ て、 同社は第二工場建設資金七五、〇〇〇 同社は士族授産 |済とされたので 最終的には元金の 金二五、〇〇〇円 あっ た。 第 置 割強を一 この は非 一次設 を 九 常常 ۍ 円 備 時 辟 年 あ 拡 の 上 返 間

の授産事業にわたるものであった。 方針が示すように、 な お 井田編『五〇年史』 八九頁に、「製造髙の大部 こうした政府の寛大な措置 同 社 に限られた措置 は、 **『処** ではなく、 分 内 .则 分 全て がは神 の

要な意味をもっ

たと考えられる。

- 1 ように、 戸 納めであっ 存続を維持したと言はれないでもなかつた」 ,局納めとなり、 明治一八、 見やうに依つては、 九年の総出荷中 六割強 神戸鉄道 ٤ が 神戸鉄 述べ 局 が てあ 我 道 社 の
- 3 4 をして 「第三回営業報告書 第二工 場 建 定設の 直接 の要因となっ 明治一九年六月未」。 たのは、

2

村松貞次郎

い外国人15

建

築

土

木具

亷

島

出

版

九七六

年 『お雇

五一

第二三巻第二号、一九七五年、

四八頁)。

清治「設備資産と積立金(一)」、『ビジネス レビュー』、

ては、 ・倉書房、一九八二年刊行予定を参照されたい。 「程」、米川伸一・平田光弘編『企業活動の理論と歴史』、 され同社に貸下げられている。 拙稿「小野田セメントにおける士族授産企業脱皮 この間 の詳 しい考察につ

6 (5)「第七回営業報告書 願内容、出願年月日については不明である。 臨時建築局一九・五%と、この三需要で全体の七九・五%を セメント株式会社所蔵、によると、 占めていることがわかる。また翌二一年上半期の出荷高中、 佐世保海軍鎮守府三九·五%、神戸鉄道局二〇·五%、東京 から七年間の再延期が許可されたことだけ述べてあり、 『セメント製造樽数・セメント売却数附取簿』、 明治二一年下半期」には、 明治二〇年の総出荷中 小野田 政 出 府

(15) 年賦一

五頁。

7 8 z 同一八年六月)、同一九年度、同二〇年度において約束さ か ていた二・八%の配当が出現できなかったため、過去に 「第四回営業報告書 のぼって年一回の配当がなされたものであった 臨時配当一%とは、明治一八年度(明治一七年七月--明治二〇年六月末」

この三需要が占める割合は六三・九%であった。

9 っ 含まれており、 をさすが、 ているのは、 第一創業入費とは、 経営者および職員の給料および借入金利子等が 現在の創立費とは異なる。 第二工場建設に際して、 同社創立に際して支出された費用 第二創業入費なる また、 第一とな

> 10 費目が設けられたためである(藤津同稿 『セメント製造会社規則』、 第三条第五節 小野田セメント株式会社所 四八一四 九頁)。

我要『明治社会政策史』、二四〇頁

 $\widehat{\mathbb{I}}$

- 12 吉川前掲書、二〇〇頁。
- 同書、二〇一一二〇二頁所収。
- 14 13 同む、 一九九—二〇六頁。我妻前揭書、 二三九一二四
- 二〇三一二〇六頁)。 『処分内則』では、四〇年以上九〇年以下の年賦数が事業 算により年賦数に応じて差引く方法であり、 の景況に応じて割当てられる予定であった(吉川前 なるにつれて元金の大部分が棄捐されることとなった。 割利引法とは、 元金に対して一割利率を複利 年賦数が長く
- 16 和田編『五〇年史』、一〇六頁所収。
- 17 額棄捐によって、政府の損失になったとされている。 ち約四四五万(九二・三%) までに整理されずにいた士族授産金総額約四八二万円のう 吉川前掲書、二〇六頁の試算によると、 が年賦 一割利引法あるい 明治二二年末 は全

結

造企業小野田セメントにとって、 以上検討してきたように、我国最初の民間 会社の創 立 セメント · 揚 建

めた同 ない。 開 役割 設 の あ 従来の研究史が指摘してきたように極めて寛大な るまい。 礎は士族授産政策に依存してい する政策的対応を欠いていた政府士族授産 もなう技術指導であり、 本主義市場に その後の発展をも保証する った。 中心は、士族授産金貸付けの寛大な運用 が × 拓に対する政策的 を把えていく ント 創 直 親等の各段 は非常に大きなも 社 むしろ、 一面する最大の課題は需要の 業期さらに しかし、 また、 が 製造業のような移植された産業部門の 明 お 同 経階に 士族授産政策によっ ல் 治二〇年代に入っ ょっ には同 同社に対する政府士族授産政策 !社からみた政府士族授産 て か 如 対応の事実では お は のであり、 ける政府 |社発展の第一歩ともなる第二工 ح 何に需要を獲得し、 ħ 企業の再生産の基盤である需 から 一義的 たといっても 士族授産 の 課題 開 て成立し 同社の企業としての基 |契機ということは 拓であ な て創業期 なの か っ 政策の果たし である。 てく 一政策が Ď[I た。 ٤ 企業発展 政策の対応も、 過言 の それ 基 そ 民業創始 とくに、 る 一礎を では 同 の \$ 日 れ にと 対応 に の 0 本 で 社 固 ÷ 要 で 資 の 対 あ

っ

そ

2 1 椞 一七二頁 大江志乃夫 Ħ 本の産業革命』、 岩波書 店、 九 七

與業政 対応する産業資本自体の個別具体的研究が必要となっ 定することはできない。 ることを理由 像が具体的な姿をもつに至るといえる。 ることは言うまでもない。 て諸要因の意義および位置関係が明確となり、 要因は複雑かつ多元的 したがって、 断定したり、 策等の上からの K 同 同 ある |社を士族授産企業としての 社 動 が 向ば であり、 企業をとりまく発展ある しょ その後発展し今日 そうした個別研究の積重ね は政府士族授産政策の成否を決 かりでなく、 士族授産政策を含む殖産 そうした政策に ŧ で 所謂 存 企業の は によ 破綻 「成功 て T

すすめ、 お の深化に |の中でもう||度相対的に の 一礎を固め 関連のみを扱っ Ō 次 意味で、 併読された 稿 の 課題とし よって、 企業発展の 小野田 た同 本稿は政 社 同政策と同社の た基礎的な作業であり、 セ が て 契機 メ 明 ン 政 府士族授産政策と小 ኑ を把えていっ 治二〇年代に 府士族授産政策によっ 再 確認されなけ K おける士族授 関係 た 如 が同社発展の諸要 かについ 何 ればなるま 野田 今後更なる研 産企業脱皮 に需要の て創業期 セ ては、 メ 崩

な 因

の

基

橋大学 大学院博 程 程人

前

掲

五